



長崎県公報

目 次

- ◎ 告 示 所管課(室)名
 ・長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（2件） 漁 業 振 興 課

告 示

長崎県告示第268号の2

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成11年長崎県告示第1268号）の一部を次のとおり変更し、令和2年3月30日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年3月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前												
<p>長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別定める「くろまぐろ」について</p> <p style="text-align: right;">（第5管理期間） 平成31年3月29日公表 令和元年11月15日変更 令和2年3月30日変更</p> <p>第2 くろまぐろの漁獲可能量について長崎県の知事管理量に関する事項</p> <p>1 国の基本計画により決定された第5管理期間（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の本県の知事管理量は次表に定めるとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）</td> <td style="width: 33%;">683.8トン （本県の当初配分量645.2トンに第3管理期間の獲り控え数量31.7トンと資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量から高知県に譲渡した5トンを除く。）</td> <td style="width: 33%;">うち当初留保枠64.42トンに、第4管理期間の超過に伴い県北海区から差引きした6.58トン及び資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量から高知県に譲渡した5トンを除いた77.90トンの本県の留保枠とする</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2～6 略</p> <p>第3 くろまぐろの知事管理量について、海区別又は採捕の種類別の数量に関する事項</p> <p>1 略</p> <p>2 海区別又は採捕の種類別の割当量 略</p> <p>(1)～(3) 略</p>	くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	683.8トン （本県の当初配分量645.2トンに第3管理期間の獲り控え数量31.7トンと資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量から高知県に譲渡した5トンを除く。）	うち当初留保枠64.42トンに、第4管理期間の超過に伴い県北海区から差引きした6.58トン及び資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量から高知県に譲渡した5トンを除いた77.90トンの本県の留保枠とする	略			<p>長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別定める「くろまぐろ」について</p> <p style="text-align: right;">（第5管理期間） 平成31年3月29日公表 令和元年11月15日変更</p> <p>第2 くろまぐろの漁獲可能量について長崎県の知事管理量に関する事項</p> <p>1 国の基本計画により決定された第5管理期間（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の本県の知事管理量は次表に定めるとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）</td> <td style="width: 33%;">688.8トン （本県の当初配分量645.2トンに第3管理期間の獲り控え数量31.7トンと資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量）</td> <td style="width: 33%;">うち当初留保枠64.42トンに、第4管理期間の超過に伴い県北海区から差引きした6.58トン及び資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた82.90トンの本県の留保枠とする</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2～6 略</p> <p>第3 くろまぐろの知事管理量について、海区別又は採捕の種類別の数量に関する事項</p> <p>1 略</p> <p>2 海区別又は採捕の種類別の割当量 略</p> <p>(1)～(3) 略</p>	くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	688.8トン （本県の当初配分量645.2トンに第3管理期間の獲り控え数量31.7トンと資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量）	うち当初留保枠64.42トンに、第4管理期間の超過に伴い県北海区から差引きした6.58トン及び資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた82.90トンの本県の留保枠とする	略		
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	683.8トン （本県の当初配分量645.2トンに第3管理期間の獲り控え数量31.7トンと資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量から高知県に譲渡した5トンを除く。）	うち当初留保枠64.42トンに、第4管理期間の超過に伴い県北海区から差引きした6.58トン及び資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量から高知県に譲渡した5トンを除いた77.90トンの本県の留保枠とする											
略													
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	688.8トン （本県の当初配分量645.2トンに第3管理期間の獲り控え数量31.7トンと資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量）	うち当初留保枠64.42トンに、第4管理期間の超過に伴い県北海区から差引きした6.58トン及び資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた82.90トンの本県の留保枠とする											
略													

①小型魚 (単位：トン)				①小型魚 (単位：トン)			
海区/採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小 計	海区/採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小 計
略				略			
県留保枠			77.90	県留保枠			82.90
合 計			683.80	合 計			688.80
② 略				② 略			
3～8 略				3～8 略			

長崎県告示第268号の3

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成11年長崎県告示第1268号）の一部を次のとおり変更し、令和2年4月1日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年3月30日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前												
<p>長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について</p> <p style="text-align: center;">(第6管理期間) 令和2年3月30日公表</p> <p>第2 くろまぐろの漁獲可能量について長崎県の知事管理量に関する事項</p> <p>1 国の基本計画により決定された第6管理期間（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の本県の知事管理量は次表に定めるとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）</td> <td style="width: 33%;">657.1トン （本県の当初配分量645.2トンと資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量）</td> <td style="width: 33%;">うち13.04トンの本県の留保枠とする</td> </tr> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）</td> <td>158.3トン</td> <td>うち2.51トンの本県の留保枠とする</td> </tr> </table> <p>2～6 略</p> <p>第3 くろまぐろの知事管理量について、海區別及び採捕の種類別の数量に関する事項</p> <p>1 略</p> <p>2 海區別及び採捕の種類別の割当量 第6管理期間の海區別及び採捕の種類別の割当量については、以下の考え方に基づき下表のとおり配分する。</p> <p>(1) 配分の基準とする漁獲実績は、小型魚は平成22年から24年（暦年）の平均値とし、大型魚では平成27年から30年（各年4月から3月）のうち、海區別及び採捕の種類別の最大値とする。</p> <p>(2) 第5管理期間からの繰越しが生じた場合、当該数量は、第5管理期間当初の海區別及び採捕の種類別の割当量（ただし、第3管理期間の獲り控えによる上乗せ数量を除く。）から、第5管理期間の漁獲実績を差し引いた</p>	くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	657.1トン （本県の当初配分量645.2トンと資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量）	うち13.04トンの本県の留保枠とする	くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	158.3トン	うち2.51トンの本県の留保枠とする	<p>長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について</p> <p style="text-align: center;">(第5管理期間) 平成31年3月29日公表 令和元年11月15日変更 令和2年3月30日変更</p> <p>第2 くろまぐろの漁獲可能量について長崎県の知事管理量に関する事項</p> <p>1 国の基本計画により決定された第5管理期間（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の本県の知事管理量は次表に定めるとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）</td> <td style="width: 33%;">683.8トン （本県の当初配分量645.2トンに第3管理期間の獲り控え数量31.7トンと資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量から高知県に譲渡した5トンを除く。）</td> <td style="width: 33%;">うち当初留保枠64.42トンに、第4管理期間の超過に伴い県北海区から差引きした6.58トン及び資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量から高知県に譲渡した5トンを除いた77.90トンの本県の留保枠とする</td> </tr> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）</td> <td>158.3トン</td> <td>うち11.49トンの本県の留保枠とする</td> </tr> </table> <p>2～6 略</p> <p>第3 くろまぐろの知事管理量について、海區別又は採捕の種類別の数量に関する事項</p> <p>1 略</p> <p>2 海區別又は採捕の種類別の割当量 第5管理期間の海區別又は採捕の種類別の割当量については、以下の考え方に基づき下表のとおり配分する。</p> <p>(1) 知事管理量のうち、小型魚については平成22年から24年平均漁獲実績に基づき、また、大型魚については平成27年から29年平均漁獲実績に基づき、海區別、採捕の種類別に配分（当該数量を「基本配分量」という。）する。</p> <p>(2) 小型魚については、基本配分量に第3管理期間の獲り控え数量のうち第4管理期間に上乗せできなかった数量を加える。</p>	くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	683.8トン （本県の当初配分量645.2トンに第3管理期間の獲り控え数量31.7トンと資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量から高知県に譲渡した5トンを除く。）	うち当初留保枠64.42トンに、第4管理期間の超過に伴い県北海区から差引きした6.58トン及び資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量から高知県に譲渡した5トンを除いた77.90トンの本県の留保枠とする	くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	158.3トン	うち11.49トンの本県の留保枠とする
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	657.1トン （本県の当初配分量645.2トンと資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量）	うち13.04トンの本県の留保枠とする											
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	158.3トン	うち2.51トンの本県の留保枠とする											
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	683.8トン （本県の当初配分量645.2トンに第3管理期間の獲り控え数量31.7トンと資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量から高知県に譲渡した5トンを除く。）	うち当初留保枠64.42トンに、第4管理期間の超過に伴い県北海区から差引きした6.58トン及び資源評価に必要なひき縄漁業調査用の11.9トンを加えた数量から高知県に譲渡した5トンを除いた77.90トンの本県の留保枠とする											
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	158.3トン	うち11.49トンの本県の留保枠とする											

数量の比率で、海區別及び採捕の種類別に配分する。

- (3) 国留保枠から追加配分が行われた場合は、(1)に規定する漁獲実績の比率に基づき、海區別及び採捕の種類別に配分する。

①小型魚 (単位：トン)

海区/採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小 計
県 南	2.34	0.10	2.44
県 北	30.36	5.29	35.65
五 島	108.69	15.56	124.25
壱 岐	137.21	4.35	141.56
対 馬	328.22	11.94	340.16
県留保枠			13.04
合 計			657.10

②大型魚 (単位：トン)

海区/採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小 計
県 南	0.30	0.78	1.08
県 北	0.30	9.82	10.12
五 島	0.30	18.29	18.59
壱 岐	102.51	6.61	109.12
対 馬	4.93	11.95	16.88
県留保枠			2.51
合 計			158.30

3 小型魚の割当量の再配分

- (1) 1月31日時点において、2で定める海區別の割当量の合計数量に対して15%超の未利用(消化率が85%未満)が生じた場合、各海区の未利用分の7割を県が回収(県留保枠の追加配分を除く。)し、当該数量の範囲で一定期間の枠内先獲り(オリンピック)方式を導入する。
- (2) 割当量(県留保枠の追加配分を除く。)に対する1月31日時点の消化率(融通を行った場合は融通後)が100%以上の海区又は採捕の種類は、枠内先獲り(オリンピック)方式への参加はできないものとする。
- (3) 枠内先獲り(オリンピック)方式の導入期間中、漁協は毎日の漁獲量を県に報告する。県は数量超過のおそれがあると認めた場合、枠内先獲り(オリンピック)方式に参加している漁業者が所属する漁協に対し、直ちに採捕停止を勧告する。
- (4) 枠内先獲り(オリンピック)方式期間終了後、
 ①先獲り枠に未利用が生じた場合は、未利用分は県留保枠に充当する。
 ②先獲り枠に超過が生じた場合は、超過分は枠内先獲り(オリンピック)方式で漁獲した海区ごとの割合で振り分け、当該海区の漁獲実績として管理する。
- (5) 第5管理期間の実施結果に基づき、(1)から(4)までを見直す場合がある。

4 留保枠の設定

- (1) 県は不慮の混獲等に対応するため、当初の知事管理量の2%相当の留保枠を設定する。
- (2) 採捕停止命令後の漁獲は、海區別の割当量(融通を行った場合は融通後)を超過していない場合であっても「超過」となるため、該当する海区は第5管理期間における当該数量の10分の1を留保枠に拠出する。ただし、当該数量が1トン未満の場合はこの限りではない。

- (3) 第4管理期間に未利用が生じたため、国から戻入された過年度超過(返済)分は、該当する海区に充当する。

①小型魚 (単位：トン)

海区/採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小 計
県 南	2.12	0.10	2.22
県 北	22.76	4.01	26.77
五 島	100.60	14.06	114.66
壱 岐	123.73	3.92	127.65
対 馬	322.14	12.46	334.60
県留保枠			77.90
合 計			683.80

②大型魚 (単位：トン)

海区/採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小 計
県 南	0.30	0.60	0.90
県 北	0.30	8.15	8.45
五 島	0.30	10.98	11.28
壱 岐	109.83	3.34	113.17
対 馬	4.27	8.74	13.01
県留保枠			11.49
合 計			158.30

3 小型魚の割当量の再配分

- (1) 1月31日時点において、2で定める海区毎の割当量の合計数量に対して15%超の未利用(消化率が85%未満)が生じた場合、各海区の未利用分の7割を県が回収(県留保枠の追加配分を除く。)し、当該数量(オリンピック枠)の範囲で一定期間のオリンピック方式を導入する。
- (2) 割当量(県留保枠の追加配分を除く。)に対する1月31日時点の消化率(融通を行った場合は融通後)が100%以上の海区又は漁業種類は、オリンピック方式への参加はできないものとする。
- (3) オリンピック方式の導入期間中、漁協は毎日の漁獲量を県に報告する。県は数量超過のおそれがあると認めた場合、オリンピック方式に参加している漁業者が所属する漁協に対し、直ちに採捕停止を勧告する。
- (4) オリンピック方式期間終了後、
 ①オリンピック枠に未利用が生じた場合は、未利用分は県留保枠に充当する。
 ②オリンピック枠に超過が生じた場合は、超過分はオリンピック方式で漁獲した海区ごとの割合で振り分け、当該海区の漁獲実績として管理する。

4 県留保枠からの追加配分

- 県の当初留保枠については、不慮の混獲等に対応するため、管理期間末まで2割(小型魚12.87トン、大型魚2.28トン)を留保し、県留保枠の残量は、以下のとおり各海区に配分する。
- (1) 大型魚(9.28トン)については、いずれかの海区の割当量の7割を超えるおそれがあると認める時に、海区毎の基本配分量の割合に基づき配分する。
- (2) 小型魚(51.55トン)については、海区の消化率(融

5 割当量を超過した場合の次期差引き等

- (1) 第5管理期間で海區別の割当量を超過した場合は、管理期間終了後概ね1か月以内に超過量を確定し公表するものとする。
- (2) 海区の超過量は第5管理期間の県留保枠で一部又は全量を相殺する。
- (3) 県の漁獲量が知事管理量の範囲内であって、県留保枠で相殺されなかった海区の超過量は、第5管理期間の海區別の割当量から差し引きし県留保枠に充当する。
- (4) 県の漁獲量が知事管理量を超過した場合、国のルールに基づき、割当量（融通を行った場合は融通後）を超過した海区の第6管理期間の割当量から原則として一括して差し引くこととし、一括差引きできない場合に限り分割差引きとする。

6 割当量の変更内容の公表
略

- (1) 海区内の採捕の種類間及び海区間の割当量を融通した場合
- (2)～(4) 略

7 及び8 略

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 及び2 略

3 早期是正措置
略

(1) 漁船漁業の場合

- ① 略
- ② 第3で定める漁船漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

略
・漁業者はくろまぐろの採捕を目的とした操業時間の短縮又は操業回数（日数）の削減に努める。

- ③ 第3で定める漁船漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は生存個体（養殖用種苗は除く）の放流に努める。
- ・漁業者はくろまぐろの採捕を目的とした操業時間の短縮又は操業回数（日数）の削減に努める。

- ④ 略

(2) 定置漁業の場合

- ① 略
- ② 第3で定める定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は1.5キログラム未満の個体の放流に努める。
・漁業者は網起こし回数や操業日数などの漁獲努力量の削減に努める。

・漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないこと

通を行った場合は融通後）が8割に達した海区に基本配分量の割合に基づき追加配分する。

海区の消化率が8割未満のために管理期間終了1か月前までに追加配分できなかった県留保枠（当初留保枠以外の留保分を含む。）は、1月31日時点の海区毎の漁獲量（超過の場合は融通後の漁獲上限量までとする。）の割合に基づき配分する。漁船漁業と定置漁業の配分は各海区で定めるものとする。

オリンピック方式を実施した場合は、オリンピック枠内で漁獲した数量を除いて消化率を算定する。

5 県留保枠による超過量の相殺

第4管理期間で海区割当量を超過した場合は、管理期間終了後概ね1か月以内に超過量を確定し公表するものとする。海区の超過量は、県留保枠で一部又は全量を相殺する。県留保枠に残余が生じた場合は、第5管理期間以降の過年度返済分へ充当する。なお、知事管理量の範囲内であって、県留保枠で相殺されなかった超過量は、第5管理期間の海区割当量から差し引きし県留保枠に充当する。

6 割当量の変更内容の公表
略

- (1) 海区内の漁業種類間及び海区間の割当量を融通した場合
- (2)～(4) 略

7 及び8 略

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 及び2 略

3 早期是正措置
略

(1) 漁船漁業の場合

- ① 略
- ② 第3で定める漁船漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

略
・漁業者は操業時間の短縮又は操業回数（日数）の削減に努める。

- ③ 第3で定める漁船漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・漁業者は生存個体（養殖用種苗は除く）を放流する。
- ・くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとする。

- ④ 略

(2) 定置漁業の場合

- ① 略
- ② 第3で定める定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は1.5キログラム未満の個体を放流する。
・漁業者は一定以上の漁獲が連続した場合、休漁相当の取組み（輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等）の実施に努める。

・漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないこと

<p>を確実に確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。</p> <p>略</p> <p>③ 第3で定める定置漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は生存個体の放流に努める。 ・漁業者はくろまぐろを1日1か統当たり150キログラム以上の採捕が連続した場合、翌日は休漁相当の取組み（輪番で箱網開放、垣網撤去、網上げ等）の実施に努める。 ・漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。 <p>略</p> <p>④ 第3で定める定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合又は速やかに放流できる場合はこの限りではない。 <p>略</p> <p>4 略</p>	<p>を確実に確認できた場合はこの限りではない。</p> <p>略</p> <p>③ 第3で定める定置漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は生存個体を全て放流する。 ・漁業者はくろまぐろを1日1か統当たり150キログラム採捕した場合、翌日は休漁する。 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合はこの限りではない。 <p>略</p> <p>④ 第3で定める定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者が魚探等で、くろまぐろが入網していないことを確実に確認できた場合はこの限りではない。 <p>略</p> <p>4 略</p>
---	---

別紙2を次のように改める。

別紙2

報 告 月 月 月 月
所 属 漁 協
作 成 者 者
免 許 番 号 号

★記載上の注意

- ・当野帳は、皆様の経験を踏まえた、定置網におけるクロマグロの効率的な資源管理措置を検討できるよう、入網の動向と管理への取組を明確に記載するために使用するものです。
- ・記載内容は記入者の目視・感覚で良いです。より良い管理に向け、ご協力をお願いします。

定置網によるクロマグロ
漁獲状況(管理野帳)

水揚日	揚網時間	作業人数	漁場の状況			入網状況				対応	その他	
			水温(°C)	潮流方向	潮流強さ	入網尾数	うち漁獲尾数	うち放流尾数	目廻り(kg/尾)			他魚種の入網状況
<例> 〇月〇日	5:00 ~6:00	〇人	24	NE ※16 方位で 記載	△ノット、 弱・中・強	100	80	20	5-6kg	アジ△t サバ□t イワシ〇t	(例)たも網で放流、網起こし中止、袋網解放、死亡個体を採捕・水揚げ ※行った措置を具体的に記載	(例)編揚げを△日中止すると効果的か、入網と水温・潮流・網揚げ時間との関連、他の魚種の入網状況との関連など、気づきの点を記載

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二二四

印刷所
長崎市弥生町八番三十号

株式会社 岩永印刷
岩永泰明